

第十六回 参議院議院運営委員会會議録第十六号

昭和二十八年七月六日(月曜日)午前九時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 草葉 隆園君
理事 寺尾 豊君
杉山 昌作君
小笠原三男君
相馬 助治君
松浦 定義君

委員 石村 幸作君
井上 清一君
加藤 武徳君
田中 啓一君
赤木 正雄君
加賀山之雄君
上林 忠次君
菊川 孝夫君
藤田 進君
松浦 清一君
千田 正君

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

衆議院議員

事務局側

事務局長 芥川 治君
参事(事務次長) 河野 義克君
参事(記録部長) 小野寺五一君
参事(警務部長) 丹羽 寒月君
参事(委員部長) 宮坂 完孝君

参事(庶務部長) 佐藤 忠雄君
衆議院事務局側
参事(庶務部長) 久保田義磨君

本日の会議に付した事件

○委員の辞任及び補欠選任の件

○緊急質問の取扱に関する件

○国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案(衆議院提出)

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する規程に関する件

○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程に関する件

○委員長(草葉隆園君) 開会いたしました。

○参事(河野義克君) 自由党から、予算委員(石井桂君、同じく西川弥平治君)が辞任せられまして、後任として岩沢忠恭君、同じく石坂豊一君を指名せられたというお申出がございます。

○委員長(草葉隆園君) 只今お申出の通りに決することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(草葉隆園君) 異議ないものと認めます。さよう決定いたします。

○委員長(草葉隆園君) 次に、緊急質問に関する件をお諮りいたします。前回保留に相成っております阿具根登君の緊急質問でございます。

○加藤武徳君 私たちも、会派内でこの緊急質問につきまして、いろいろ意見の交換をしてみたわけでありまして、この前菊川君から説明がありまして、成るほど参議院の本院議におきまして発言と、衆議院の委員会におきまして発言の間に、若干食い違いがあるようにも見受けられます。併し基本的な面では、殆んど差異がないということもはつきりして参つたわけであり、労相の食費問題として、この案件を緊急に本会議で質問するということには、私どもとしては賛成しかねる。従つてでき得べくんば御撤回をお願いいたします。

○菊川孝夫君 我々のほうの会派といつたしましては、是非これは、今大きな問題になつてゐるスト規制法についてでございます。政府の本当のこのスト規制法に対する考え方というものをばつきりとしておくと、労相の発言が、この前のスト規制法に対する答弁のときにも、若干、又我が会派の藤田君の質問に対して、そのあとで一番最後に答弁として述べたよりも、ややもするとこちらに挑戦的と申しますか、誘導的な答弁さへもあつたわけであり

ます。勿論この問題についてはあとで処理されると思ひますが、従いましてもう少し、是非今の問題が大きく労働組合の中で問題になりつつある際でありまして、まあ燃え上つて来ていると申しますか、という際でございますので、是非とも政府の真意を明らかにする必要があると思ひますので、お取上げ願ひたいと思ひます。併しこれで今日ここで議論してございまして、この前の議運でも私申し上げましたように、総理大臣と労働大臣の出席の下に緊急質問をいたしたい。こういう主張でありまして、今日の日程第一についても、総理大臣の出席がないために、まあ今日は延ばそうということに大体意見が一致してゐるようでありまして、から、従いまして、ここで総理大臣が今日出席しないのに、明後日の……、仮にいたしまして、明後日の本会議でやることになりましたので、今日従来に本会議を前にいたしまして、自由党と我々との間に、この問題についてやり取りをやつておつて、時間を空費するよりも、この際保留を願ひまして、自由党のほうも一度御検討願ひたい。我々も自由党から、そういう発言があつたということを会派に報告いたしまして、更に検討を加えて、この次は、どちらかにはつきり、あつさりきまるようにいたしておきたいと思ひます。

○事務局長(芥川治君) 只今、内閣から連絡がございまして、吉田総理は衆議院の予算委員会に出席するために、

こちらのほうは欠席させて頂きたいという連絡がございましたことを御報告申し上げます。

○相馬助治君 今の総長の発言に關してのことではありますが、先ほどの菊川君の意見の通りにされるのが適當だと思ひます。

○委員長(草葉隆園君) それでは本日は、この緊急質問は保留をいたすことに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(草葉隆園君) さよう決定いたします。

【速記中止】

○委員長(草葉隆園君) 速記を始め暫時休憩いたします。

午前十一時一分休憩

午前十一時八分開会

○委員長(草葉隆園君) 休憩前に引續いて再開いたします。

本委員会に付託されました国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案並びに国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案、三案一括いたして議題といたします。

先ず提案理由の説明をお願いいたします。衆議院議員今村忠助君。

○衆議院議員(今村忠助君) 只今議題

となりました国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案並びに国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を簡単に御説明申上げます。

先ず国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案について申し上げます。

本案は、国会が国の唯一の立法機関たる性質に鑑みまして、国会議員の立法に関する調査研究の推進に資するため、必要な経費の一部として、各議院における各会派に對し、毎月その所属議員數に應じ立法事務費を交付しようとするものであります。なお本件立法事務費は、四月一日から実施することといたしました。

次に国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、国会開會中各議院の役員及び特別委員長が受くる議會雜費は、現下の經濟情勢に鑑み、その日額を千円に改正せんとするものでありまして、その実施は五月十八日からいたしました。

又、国会閉会中、委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部を改正する法律案は、国会の閉会中委員会が審査を行う場合に委員が受ける審査雑費も、同一理由によつて、その日額を二千五百円に改めようとするものであります。

なお、以上三案は、いずれも衆議院の議院運営委員会において立案したものでありますから、参議院におかれま

しても何とぞ慎重御審議の上、御可決
あらんことをお願いいたします。

（委員長（草葉隨園老））本三件につきましては、すでに従来本委員会の小委員会並びに理事会におきまして、十分御検討を頂いて参つたのでありまするが、特に只今の説明に對しまして、御質疑もないとは存じまするけれども、若しもおありでありましたならば、お願いいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(草葉隆園君) 別に御発言もないようでありますから、直ちに討論に入りたいと思います。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（草葉隆園君） 討論も別に御

發言がないようでありますから、討論を終了いたしましたものと認めまして、これより三案を一括して採決に入りまします。三案をいづれも原案通り可決することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長(草葉隆園君) 御異議ないものと認めます。よつて、本案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容につきましては、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

委員長(草薙隆國君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則によりまして本案を可とされまするかたは、順次御署名を頂きます。

多数意見者署名

寺尾	豊	杉山	昌作
相馬	助治	石村	幸作
上林	忠次	松浦	清一

井上 清一 加賀山之権
千田 正 加藤 武徳
松浦 定義 小笠原二三男
田中 啓一 菊川 孝夫
○委員長(草葉隆園君) 署名漏れはご
さいませんか。署名漏れはないと認め
ます。

○委員長(草葉陸園君) 次に、国会に
おける各会派に対する立法事務費の交
付に関する規程案並びに国会議員の歳
費、旅費及び手当等支給規程の一部を
改正する規程案につきまして御説明を
申し上げます。

事務総長(芥川治君) 只今議題となりました国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する規程案を御説明いたします。

規程案の第一条は、立派事務費の交付期日を規定してございます。毎月二日ということになっております。その日が休日になるときは、翌日にするようにいたしてあります。

第二條におきまして、会派の名称、代表者の氏名、所属議員数及び所属議員の氏名並びにその立法事務費経理責任者の氏名をお届け願うという手続上

附則におきましては、この規程の施行期日は、昭和二十八年の七月七日とすることに定められております。附則2におきましては、経過規定といた

りまして、以上のお届けを願うということが定められております。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案について御説明申し上げます。

これは、第十条中の滞在雑費が日額千円を二千円に増額されるためと、第

十条の二の、議会雑費日額五百円を日額千円に増額されるために改正を行うわけであります。

附則におきまして、この規程は、昭和二十八年の五月十八日から適用するに相成っております。附則の2に

は、この規程による滞在雑費及び議会の滞在雑費及び議会雑費につきましては、この規程による滞在雑費及び議会の滞在雑費の内払いとみなすというふうに定められているわけであります。

以上を以て説明を終ります。

支給規程の一部を改正する規程案は、事務総長説明通りに承認することに御
「異議ございませんか。」
「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長(草薙隆國君) 御異議ないと
承認することに決定いたしました。

委員長(重藤隆國君)　そうです。
暫時休憩いたします。
午前十一時十七分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

月四日本委員会に左の事件を付託さ
た。

一、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律案（衆）

二、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

三、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雜費に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

議員の任期満限、辭職、退職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は衆議院の解散があつた場合には、当月分の立法事務費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、また同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

第五条 各会派の認定は、各議院の議院運営委員会の議決によつて決定する。

第六条 各会派は、立法事務費の交付を受けるために、立法事務費経理責任者を定めなければならない。

第七条 各議院の議長は、立法事務費の交付に關し疑義があると認めるときは、議院運営委員会に諮つて決定する。

第八条 この法律に定めるものを除く外、立法事務費の交付と關する規程は、両議院の議長が協議して定める。

附則

この法律は、昭和二十八年七月七日から施行し、同年四月一日以後の立法事務費につき適用する。但し、同年四月から六月までの立法事務費は、第二条及び第四条第一項の規定にかかわらず、同年七月七日現在における各会派に対し一括して交付するものとし、その金額は、同日現在の当該所属議員数に依つて算定する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等

に關する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二但書中「日額五百円」を「日額千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年五月十八日から適用する。

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雜費に關する法律の一部を改正する法律案

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雜費に關する法律の一部を改正する法律

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雜費に關する法律（昭和二十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

「日額千五百円」を「日額二千五百円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

昭和二十八年七月十日印刷

昭和二十八年七月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局